

函館市教育支援委員会専門部会設置要綱

(設置)

第1条 函館市教育支援委員会（以下「委員会」という。）は、教育上特別な配慮を要する児童および生徒の適切な就学先および教育上必要な支援の内容の調査、審議にあたり、次の専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、それぞれ次の児童生徒について調査、審議するものとする。なお、調査、審議にあたっては、早期からの教育相談、支援や就学先の決定のみならず、その後の一貫した支援についても助言するものとする。

(1) 就学指導部会は、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がい、言語障がい、肢体不自由、病弱・虚弱等の児童生徒についての適切な指導・支援のあり方について、函館市特別支援教育サポートチーム設置要綱第1条により設置するサポートチームとの協議のもと調査、審議し、学校および保護者に、支援方法等について助言する。

(2) 不登校支援部会は、不登校等の児童生徒に対する教育上必要な支援の内容について調査、審議する。

(組織)

第3条 部会は次の人員で構成し、委員は委員会会長が指名する。

1 就学指導部会（14名）

- | | |
|---------------|----|
| (1) 医師 | 1名 |
| (2) 学識経験者 | 1名 |
| (3) 教育職員 | 8名 |
| (4) 児童福祉施設の職員 | 3名 |
| (5) 関係行政機関の職員 | 1名 |

2 不登校支援部会（6名）

- | | |
|---------------|----|
| (1) 医師 | 1名 |
| (2) 学識経験者 | 1名 |
| (3) 教育職員 | 3名 |
| (4) 関係行政機関の職員 | 1名 |

3 部会に部会長1人を置くこととし、委員会会長が就学指導部会長を、委員会副会長が不登校支援部会長をそれぞれ兼務するものとする。

4 部会に副部会長1人を置くこととし、委員会会長が指名する者をもって充てる。

5 部会長は、部会を代表し、部会の事務を掌理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が召集する。

2 会議は、それぞれの属する委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 部会長は、部会の内容を委員会に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成10年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月25日から施行する。